

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷五十五第

月二十年七十和昭

## 論 叢

經濟の本質について……………

經濟學博士 柴田敬

史記・平準書にあらはれたる貨幣思想……………

經濟學士 穗積文雄

第一次大英帝國の崩壊とアダム・スミス……………經濟學士 白杉庄一郎

## 研 究

中小工業金融市場の構成……………

經濟學士 田 杉 競

都市及農村人口の自然的繁殖力に就て……………

經濟學士 青 盛 和 雄

佛領印度支那の關稅改正……………

經濟學士 河 野 健 二

## 說 苑

保險に對する認識の發展と保險學の性格的變化……………

經濟學博士 小島昌太郎

南洋華僑觀……………

經濟學士 鈴木 總 一郎

## 附 錄

彙 報

本誌第五十五卷總目錄

# 史記・平準書にあらはれたる貨幣思想

穂 積 文 雄

## 一 まへがき

さきに、私は、本誌第四十九卷、第三號(昭和十四年九月號)において、「史記・平準書にあらはれたる經濟思想」なる拙文を發表した。そして、それにおいては、勿論、貨幣思想にもふれるところありはした。しかし、それは、標題からでもよくわかるとほり、經濟思想一般にわたらうとしたもので、貨幣思想のみをとりあつかつたものではない。それで、紙數の制限はその貨幣思想のとりあつかひを局限することを餘儀なくせしめ、同時に内容の上においても、他のものとの統一の上から自ら一面的な觀方を展開するにとどまることとなつた。私はそれをおきたらずに思ふ。そのあきたらぬ思が、私をしてこゝにこの稿を發表せしめる。本稿は史記・平準書について、もつぱら貨幣思想をうかゞはんとするものである。

史記の平準書は上古以來漢の孝武帝の治世にいたる財政經濟の記録である。それは財政經濟の記録である。故にそれは貨幣についても記するところあるは勿論である。しかし、それはほとんど事實の論述であつて、貨幣思想はそのやうなものとしてはあらはれてをらぬといつてよい。だが、事實の背後には思想が横はり、現象形態の奥には觀念形態がひそむ。だから、われ／＼はその事實の論述の中から貨幣思想をくみとり、そこにあらはるゝ

現象形態の奥に觀念形態をさぐらねばならぬ。まづ現象形態をながめ、しかる後觀念形態に及ぶであらう。

## 二 現象形態

凡そ貨幣は人類が自給經濟の殻を脱して交易經濟に入りこむとき、その交易の手段として必然に出現するものであつて、その起源は先史時代の雲霧の中に消失する。平準書の撰者、司馬遷が、「農工商交易の路通じて、而して龜貝金錢刀布の幣興る、従りて來るところ久遠なり、高辛氏より前、尙し、得て而して記するなし」とする所以である。しかし、龜貝金錢刀布のごとき特殊の貨幣が高辛氏以前にさかのぼるとしたり、また、「虞夏の幣は、金を三品となす、或は黃、或は白、或は赤、或は錢、或は布、或は刀、或は龜貝」といふのはどうであらうか。しかし、ついで「秦中にいたるに及んで、一國の幣を三三の誤りならん」等となす、黃金は溢をもつて名づけ、上幣となす、銅錢は識して半兩といひ、重さその文のごとく、下幣となす、而して、珠玉龜貝銀錫の屬は、器飾となして寶藏し、幣となさず」といへるは信じてよいであらうか。しかし、貨幣は交易の手段にすぎぬ。それは財貨を動かす。しかし、財貨を生まぬ。いくら貨幣を造つても、秦における外征、内功の弊はそれによつてはいかんともするを得ぬ。

漢興りて秦の弊に接するや、「秦錢重うして用ひ難きがため、あらためて民をして錢を鑄しむる。けだし、秦の弊に加ふるに戰亂の餘波を受け、經濟疲弊し、物資缺乏し、従つて物價は騰貴する、物價の騰貴はすなはち貨幣價值の下落で、貨幣價值が下落すると支拂はれる貨幣の數量はそれだけ従前より増加するからであらう。いかなる錢を鑄しむるかは平準書には明記してをらぬが、漢書・食貨志によれば、それは、すなはち、「莢錢」であ

\* 以下特別の説明なくして引用せる句は皆な史記、平準書よりの引用である。

る。英錢は重さ三銖といはれる小錢で、秦錢の約四分の一にあたるとせられる。一黃金も秦の一溢は漢で一斤となる。一斤は勿論一溢よりは輕量である。<sup>\*\*</sup>

しかるに、孝文帝のとき、「英錢ますく多くして輕<sup>①</sup>」いので、「すなはち、あらためて四銖錢を鑄、その文を半兩となし<sup>②</sup>」やはり「民をして縦に自ら錢を鑄るを得しむ<sup>③</sup>」る。これによつてみると、漢初、高祖のときにも、孝文のときにも私鑄を容認してゐるを知るが、孝文のときわざく私鑄を容認することを特記するは、平準書には何等の記載なしといへどもその以前において私鑄禁止の行はれたることを推定せしむる。そして、それは呂后二年のことかとせられる。<sup>\*\*</sup> しかれば孝文帝が再び私鑄を容認するは何故か。平準書も漢書・食貨志もこれについて述べぬ。しかし、漢書・食貨志に引ける賈誼のこれに對する反對論に、せつかく私鑄を許すも、かへつて罪人をつやすのみであるといふことが強調されるよりみれば、當時私鑄盛にして、ために罪に陥るもの多きを憐れむに出でたるものと解せられるが普通である。詳しくは「漢志にあらはれたる貨幣思想」に譲る。

しかるに、私鑄を容認する結果、弊害を生じ、ことに、「吳は諸侯なるも、山について錢を鑄るをもつて、富、天子に埒<sup>④</sup>し<sup>⑤</sup>」く「その後、卒にもつて叛逆<sup>⑥</sup>」し、「鄧通は丈夫なるも、錢を鑄るをもつて、財、王者に過<sup>⑦</sup>」ぎ、「故に吳鄧氏の錢天下に布<sup>⑧</sup>」くこととなり、こゝにまた「鑄錢の禁生<sup>⑨</sup>」するにいたる。

しかるに「孝文四銖錢を更造してより……四十餘年……縣官往々銅多き山につきて錢を鑄る、民も亦た間々錢を盜鑄すること數ふるに勝ふべからず、錢ますく多くして而して輕く、物ますく少くして而して貴<sup>⑩</sup>」くなる。さらに、「半兩錢、法の重さ四銖にして、而して姦、或は錢裏を盜摩して銖<sup>⑪</sup>を取<sup>⑫</sup>」り、「錢ますく輕薄にして而して物貴<sup>⑬</sup>」きを加ふる。かく貨幣價值下落すれば、支拂ふ貨幣の數量は増大し不便を生ずること、すでに説

\* 史記索隱、顧氏說。  
\*\* 史記索隱、臣瓚說。  
\*\*\* 史記平準書、漢書食貨志(岩波文庫版)史記平準書、二十三頁。  
\*\*\*\* 加藤繁博士論叢、第二卷、第二號、所收。  
\*\*\*\*\* 東亞經濟

けるところのごとくである。そこでその不便を除去する必要がある。しからばそれはいかになされるか。まづ「遠方幣を用ひば、煩費にして省ならず」として「白鹿の皮の方尺なるをもつて縁するに藻績をもつてして皮幣をつくる。直四十萬、王侯宗室の朝覲聘享は必ず皮幣をもつて璧に薦きてしかる後行ふことを得る」ものとする。われ／＼はそれにおいて紙幣の便利性をみることが出来る。これをもつて紙幣の先驅なりとする説のある所以である。<sup>\*</sup>次に、「銀錫を造りて、白金とな」し、白金もて幣三品を造る。「その一に曰く、重さ八兩にしてこれを圓にし、その文は龍、名づけて白選といふ。直三千、二に曰く、重さやゝ小にしてこれを方にし、その文は馬、直五百、三に曰く、復た小にしてこれを橢にし、その文は龜、直三百」すなはち、貨幣の素材を價值大ならしむることによりその貨幣價值を大ならしめ、よりてもつて貨幣の重量大に失するを避けんことを期するものであるといへよう。同時に、四銖錢の盜摩なからしめんがためには「縣官をして半兩錢を銷してあらためて三銖錢を鑄しむ」る。そしてこれらの「金錢を盜鑄するものは罪、皆死」とする。しかし、「吏民の白金を盜鑄するもの、數ふるに勝ふべからず」といはれる。けだし白金は大なる價值を藏する故これが盜鑄の利大なるによるか。さういへば、白鹿皮幣はその價值さらに大なるも、その素材入手し難きをもつてその私造をみぬのかと思ふ。しからば三銖錢はといふに、これまた私鑄やうやく興る。けだし、「三銖錢輕くして姦詐し易きによる。そこで「諸々の郡國にて五銖錢を鑄」らしめることとなる。しかるに四銖錢ですら盜摩して銖をとるのであるから、五銖錢ともならばなほその患大ならざるを得ぬ。そのためであらう。裡面には「周郭」を施してそれができぬやうにする。

しかも、これとて私鑄の厄を免がれ難く、「白金と五銖錢とを作りてより、後五歲、吏民の金錢を盜鑄するに坐して死するもの數十萬人、その發覺せずして相殺すもの、計ふるに勝ふべからず、自ら出づるものを赦すこと

\* 丘源、大學衍義補、卷第二十七、制國用、銅楮之幣下、抽稿、丘源の貨幣思想（經濟史研究、第二十七卷、第六號）參照。

百餘萬人、しかれども半する能はず、天下、大抵、無慮皆な金錢を鑄、犯すもの衆くして吏盡く誅取すること能はず<sup>18)</sup>とせられる。かくて「郡國多くは姦して錢を鑄、錢多くして輕<sup>19)</sup>い。そこで、また「赤側錢を鑄しめ、一を五に當て、賦と官用とは赤側に非れば行ふを得ず<sup>20)</sup>」とする。しかるに、白金も赤側もやがて貨幣價值下落して行はれぬにいたる。平準書はその理由を記さぬが、思ふに私鑄の結果價值減じたものであらう。では五銖錢のみ廢せられぬは何故か。五銖錢も私鑄を免れなかつたことは、「白金と五銖錢とを造りてより……吏民の金錢を盜鑄するに坐して死するもの數十萬人云々<sup>15)</sup>」とあるによりても疑なきはずに指摘せるところのごとくである。それで五銖錢もその數草が増大したものとみえ、そのためもあらうか、「こゝにおいてか、郡國に禁じて錢を鑄ることなからしめ、専ら、上林の三官をして鑄しむる<sup>21)</sup>」こととする。しかも、「錢すでに多<sup>21)</sup>いので、天下に令して「三官の錢に非れば行ふを得ず<sup>21)</sup>」とする。しかし、五銖錢は素材價值の割合に貨幣價值が大ではないのであまり私鑄の難有味はないわけである。さういへば三銖錢が濫りに私鑄せられるのは何故か？問題となるかも知れぬ。しかし、凡そ私鑄を犯すはこれにませものをして、よつてもつて、利益を得んとするにあらうかと自明の理といつてよからうと思ふ。しかし、あまりませものがすぎると切角私鑄しても流通せぬこととなる。それでませものはそれほど甚だしくはないのではないかとも思はれる。すると五銖錢の私鑄のためには銅が澤山要る。そしてそのことは私鑄を抑制する働きを發揮する。南齊の孔頴が、私鑄を禁ずる能はざるは上銅を惜しむをもつてである<sup>22)</sup>と斷ぜるは、すなはちこの謂にほかならぬかと思ふ。それで貨幣價值が少し下落すれば、すぐに私鑄は引き合はぬこととなる。このとき「民の錢を鑄ることまずく少し、その費を計るに相當ること能はざればなり<sup>22)</sup>」とあるはこの間の事情を物語るものであらう。さらに次の事情も考慮に入れねばなるまい。すなはち、全然貨幣が

\* 加藤博士、前掲書、四七頁參照。  
\*\* 南齊書、卷三十、劉俊傳。

なくてはまた不便で困まる。それでどれか残らねばならぬ。そしてその場合もつとも弊害の小さなものが残ることとなる。かくて上述のごとき理由よりして私鑄の弊のもつとも小なるべき五銖錢が残る。また次のことも考へられる。大きな價值の移轉には必ずしも鑄貨によらずとも布帛のごときいはゆる物品貨幣で容易にこれを行ふことができる。しかるに小さい價值の移轉においてはかくのごとき物品貨幣は分割によりて價值を減ずることはなほだしく、あるひはそのために損耗を生じたりする缺點をもつ。それで大なる價值の移轉のための白金の方が比較的早く退場する理であるともいへよう。

なほ、前述のごとく、五銖錢の私鑄が少なくなつても「眞工、大姦はすなはち盗みてこれをな」<sup>22)</sup>せることを忘るべからず、そして眞工、大姦はなほ私鑄すと特記するよりすれば、その以前は眞工、大姦ならざる普通人も私鑄を行へると考へられ、私鑄の如何に一般的普遍的現象であつたかを知らねばならぬ。

### 三 觀念形態

以上われは、平準書について、上古より漢の孝武帝にいたる時代の貨幣現象をながむるところあつたのであるが、しからは、それにおいて、われはいかなる貨幣思想をうかゞふことができるか。

まづあげらるべきは、「農工商交易の路通じて、而して龜貝金錢刀布の幣興る」<sup>1)</sup>といへるにおいて、司馬遷が、貨幣の本質が交易の手段にあることを明確に把握せることである。それは今日よりみれば或は平凡といはれるかも知れぬ。しかし、當時、或は貨幣を萬能視するものがあるかと思へば、或は逆にその直接に欲望を充足する能は

さるよりしてこれを無用視するものもあり、今日においてすら、貨幣の本質が交易の手段にあることについて明確なる理解あるやを疑はしむる貨幣論者あるを思ふとき、すくなくとも私は、司馬遷がこの點につき上述のごときはめて明確なる理解を示せるを多とせざるを得ぬ。

つぎにあげらるべきは貨幣數量説であらう。それは、そも、漢初、「秦錢重うして用の難きがため、あらためて民をして錢を鑄しむ<sup>1)</sup>」るところに、すでに、うかゞひ得る。けだし、その背後には、財貨が減少するから物價が騰貴するといふことが横はるわけであるが、物價の騰貴は貨幣價値の下落であるから、それは、財貨の量が減少すれば貨幣價値が下落するといふことを意味する。しかるに、財貨の量の減少は相對的には貨幣の數量の増大である。だから、それは、貨幣の數量が大となればその價値は小となり、その逆もまたなりたつことを意味することとなる。そしてそれは貨幣數量説 (quantity theory, Quantitative) 以外の何物でもない。

たゞし、この場合、平準書には、「漢興りて、秦の弊に接し、丈夫は軍旅に従ひ、老弱は糶饟を轉ず、作業劇しくして財匱し、天子よりして鈞駟を具ふること能はず、而して將相或は牛車に乗り、齊民蓋藏なし、こゝにおいて、秦錢重うして用の難きがため、あらためて民をして錢を鑄しむ<sup>2)</sup>」とあるのであるが、「漢興りて、秦の弊に接し、丈夫は軍旅に従ひ、老弱は糶饟を轉ず、作業劇しくして財匱し、天子よりして鈞駟を具ふること能はず、而して將相或は牛車に乗り、齊民蓋藏なし<sup>2)</sup>」といふこと、「秦錢重うして用の難きがため、あらためて民をして錢を鑄しむ<sup>4)</sup>」といふことの各々の句は、いづれもたゞあるがまゝの事實があるがまゝに敘述せるもので、そこには未だある思想の成立をみるをえぬ。たゞこれら二つの敘述が「こゝにおいて<sup>2)</sup>」なる接續句によりて連結せらるゝとき、



この二つの事實は因果関係におかれるわけであつて、そのとき、それらは、もはや單なる事實の敘述ではなくして、それは事實に對する一の判斷を構成し、そこに一の思想がなりたち、そしてその思想すなはち貨幣數量説のそれである。そしてその思想はその連結者に歸し、その連結者は平準書の撰者に外ならぬのであるから、この貨幣數量説の思想は司馬遷の思想といはねばならぬ。事實、司馬遷は、平準書の他の箇所においても、先に引けるところによりて明らかなるごとく、例へば「錢ますく多くして而して軽く、物ますく少くして而して貴し」とか、「錢多くして輕し」といふがごとき句においてこの思想を簡明に表現してゐる。もつともこれらの場合はいづれも私鑄の場合である故その輕きは錢が薄惡なるによるといふことも考慮するの要があらうが、しかもその輕きことがその量の多きことに因るとすることをも含めることは蔽ふべからざるところと思ふ。そして、そのかぎりにおいてそれらの句はやはり貨幣數量説の思想を表現するものとなすを得よう。<sup>註</sup>

次には私鑄に關する思想をあげねばならぬ。私鑄に關する思想といつても、とくにわれわれの注意を引くのは私鑄容認の思想である。私鑄容認とは造幣權 (Mintage) の人民に歸屬するを許容するの謂である。それは高祖が「あらためて民をして錢を鑄しむ」ところと、孝文帝が、「民をして縦に自から錢を鑄るを得しむ」ところにみいだされる。しかるに、高祖が、「あらためて民をして錢を鑄しむるは、「秦錢重うして用ひ難きがため」である。だから、用ひ難くさへなければ、そのまゝ秦錢でも用ひたのではないかと思はれる。してみると、この場合、貨幣は便利であればよいので、誰が造つたとか、誰が造るべきだとかいふことはあまり問題ではなく、造幣權の歸屬など重視されなかつたのかとも思はれる。もちろん、秦においてすでに、造幣權が政府に歸屬する例はみら

れる。また、王朝更替の際、一時前朝の貨幣を用ゐるは、造幣權が政府に歸屬すべきことが當然とせられ、もはや問題ではなくなつたと考へられる時代においてもめづらしいことではない。けだし、王朝創始の際、幣制を革めることはさう容易ではあるまい。政治革命は一朝にしてならうが、經濟革命は一夕ではならぬ。無理をすれば、混亂をまぬがれない。混亂はさけるにしかぬとせられることはいふまでもないところであらう。されば法三章を約したといはれる沛公においてなほさらであらう。だがそれにしても、それはやはり、そのかぎりにおいては、造幣權歸屬の問題を輕視するものといへよう。しかし、孝文帝の場合はこれと趣を異にする。それは「民をして縦に自から錢を鑄るを得しむ<sup>7)</sup>」とあるが、その、「縦に<sup>7)</sup>」といふは、民をして「錢を鑄るを得しむ<sup>7)</sup>」ること、すなはち、造幣權の人民への歸屬が特筆大書に値する大事件であるといふ意をふくむものと考へられる。事實、漢書、食貨志についてみれば、それはその以前に下されたる盜鑄錢令の除去をさすものである。しかるに私鑄禁止令の下るのは私鑄の弊害を識認せるか、やはり同じことに歸しはするが、造幣權を政府に掌握することの必要なることを識認せるかに因るはずである。それにもかゝらず、私鑄禁止令を除去し、私鑄を容認するのであるから特に「縦に<sup>7)</sup>」民をして錢を鑄るを得しむると記するわけであらう。しからばそのこれを除去するは何故であるか。それはすでにふれたるがごとく、孝文帝の憐愍の情にいづるとせられる。かく、私鑄容認の思想はそのよつてきたるところ必ずしも事情を同じくせぬが、その造幣權の人民に歸することをもつて重大事なりとせぬことはいといふべく、そしてそれは、貨幣思想としては一大特例であるといはねばならぬかと思ふ。

私鑄容認は貨幣思想としては一大特例である。そしてそれは平準書においてみるもさうのやうである。それで

平準書においても私鑄の禁令しばし下るを記するに會ふ。私鑄を禁ずるのはそれが弊害を伴ふのによる。私鑄の弊害はまづ貨幣價值下落し、從て物價騰貴する點にあらう。貨幣價值の下落は、私鑄による貨幣數量の増大にも因ることは否定できぬとしても、何といつても、私鑄による貨幣の素質の低下によるものが根本でなければならぬ。そして評價する考へ方、換言すれば貨幣價值はその素材價值にもとづくとする思想が存する。そしてそれはすなはちメタリスムスの思想以外の何物でもない。いな、私鑄によりて貨幣價值が下落するのはそのためにその數量が増大するからであるといふ見方からするも同じことがいへる。けだし、その數量が増大するといふは私鑄錢が流通するからであり、私鑄錢が流通するのは、私鑄錢でも素質さへはなほだしく低劣でなければやはり貨幣價值ありとしてもかくこれを容認するからにほかならず、それは貨幣價值はその素材の上になりたつとする思想、すなはち、メタリスムス以外の何物でもないといはなければならぬからである。また、武帝の世、錢價下落し、不便を生じたる時、價值大なる貨幣を作らんとし、白鹿皮幣や白金のごとき價值大なる素材を使用するが、それはメタリスムスのあらはれといふべく、ことに、「白金三品」<sup>13)</sup>、「重八兩」<sup>13)</sup>を「直三千」<sup>13)</sup>とし、「重さやゝ小」<sup>13)</sup>なるを「直五百」<sup>13)</sup>とし、「復た小」<sup>13)</sup>なるを「直三百」<sup>13)</sup>とするがごとき、あきらかにメタリスムスの存在を示すものといへよう。(白鹿皮幣の場合はメタリスムスではおかし。より廣義の素材説といふ言葉を用ゐるべきであらう。たゞし、理において異なるところなきはいふまでもない。)

白鹿皮幣はたゞ素材説の顯現であるのみでなく、その「王侯宗室の朝覲聘享は必ず皮幣をもつて壁に薦きてし

かる後行ふことを得<sup>13)</sup>とせられ、さらに顔異が、「今、王侯、朝賀するに蒼璧をもつてす、直數千<sup>14)</sup>、而してその皮蔦かへつて四十萬、本末相稱はず<sup>24)</sup>といへるよりすれば、物品貨幣(Waregood)とさへいひ得るかとも思はれるのであるが、また、「遠方幣(鑄貨を指す)を用ひば、煩費にして省ならず<sup>11)</sup>といへるよりすればその成立の事情は紙幣に類似するところもあり、紙幣の先驅ともいはれる次第である。そしてわれはそれにおいて貨幣の運搬性(Portability)の理解をうかゞひ得るかと思ふ。しかし、運搬性といへばさらに爲替があるが、これに關する思想もわれはこれを平準書においてみいだすことができる。といふのは、平準書には、やはり武帝のとき、「粟を縣官に入れて、而して錢を都内において受く<sup>25)</sup>」る制度を設けたのであるが、そこには爲替思想の萌芽形態がみられると思ふからである。けだし、甲地において一定の價值量を提供し、その價值量を乙地において受けとる仕組は爲替のそれと同一であるといへよう。

最後に、孝武帝のとき、「三銖錢輕くして、姦詐し易い<sup>16)</sup>」ので、「諸々の郡國にて五銖錢を鑄<sup>17)</sup>しむるにおいてわれは、後世のいはゆる「錢重ければ私銷し、輕ければ私鑄<sup>20)</sup>す」といふ考へ方がすでに把握せられてゐることを知るとともに、そこには南齊の孔顛のいはゆる「民盜鑄するところ、嚴法禁ぜざるは、上錢を鑄て銅を惜しむ工を愛しむに由るなり<sup>27)</sup>」の考へ方を見るべきであらう。いな、孔顛のこの思想は逆に武帝鑄るところの五銖錢に負ふこと大なること、かの、マキアベリの「君主論」が、チェザールに負ふこと大なるがごとくであることさへいひ得るのではあるまいか。

\* 清史稿、一百三十卷、食貨五、錢幣。  
\*\* 南齊書、卷三七、劉俊傳。

四 あとがき

以上、わたくしは、史記・平準書において、もつばら貨幣思想をうかゞつた。本稿において私の企圖するところは、ほゞこれをもつて達せられたといつてもよからうと思ふ。しかし、本稿は、まへがきにおいても述べたごとく、私の舊稿に對する修補の意味をもつものである。それで、この機會に、こゝに、本稿のねらふ貨幣思想より逸脱はするけれども、やはりその舊稿の他の部分についても、すこしく修正、増補を加へたいと思ふ。

第一は、その第四節の終りにおいて「なほついでながら、漢の武帝の時この專賣制度に就いては讚否兩論があつて、相對立して一大論戰が引きおこされ云々」とあるは「なほついでながら、漢の武帝の時のこの專賣制度については讚否兩論があつて、相對立して一大論戰が引きおこされ云々」とあるべきで、このの字一字の脱落は「鹽鐵論」の基をなす論戰の對立が武帝の時になされたといふ誤謬を結果する。もつとも、のを入れる代はりに武帝とあるを昭帝とすればなほよいであらう。

次は、第五節の平準と均輸の問題で、そこでは、立論の基礎を平準書にのみ求めたので、——それが拙文の主旨でありはしたが——そのかぎりにおいては均輸と平準の關係が充分明確とならぬ恨があるとして、止めておいたが、やはり、概念的には、平準は時間的に有無相通するものであり、均輸は空間的に有無相通するものであつてそこに明確なる一線を引き得ると附言すべきではなかつたかと思ふ。

註

さらに、こゝに「輕い」といふは貨幣價値を意味するのでなくて、貨幣重量それ自身を意味するのではないかと考へられよう。そして、さうすれば、それは數量説の例證とはならぬ。しかし、それなら、たゞ、「輕い」とか、「輕薄」といへばよいので、わざ／＼「ます／＼多くして而して輕し」とか、「物ます／＼少くして而して貴し」とあるよりすれば、この「輕い」

(13)(12) (11) (10) (9) (8)(7)(6)(5)(4) (3) (2) (1)

といふ中に貨幣價値の意を汲みとり、従つて、そこに數量説の思想を想定することは許されてよいのではないかと思ふ。例へば、古人も、如淳は重量の意にとるが、瓚は價値の意にとつてゐる。

農工商交易之路通、而龜貝金錢刀布之幣興焉、所從來久遠、自高辛氏之前尚矣。

虞夏之幣、金爲三品、或黃、或白、或赤、或錢、或布、或刀、或龜貝。

及至秦中、一國之幣、爲三(當作二)等、黃金以溢名、爲上幣、銅錢贖曰半兩、重如其文、爲下幣、而珠玉龜貝銀錫之屬、爲器飾寶藏、不爲幣。

爲秦錢重難用、更令民鑄錢。

更令民鑄夾錢。

夾錢益多輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩。

令民縱得自鑄錢。

吳諸侯也、以卽山鑄錢、富埒天子、其後卒以叛逆、鄧通大夫也、以鑄錢、財過王者、故吳鄧氏錢、布天下、而鑄錢之禁生焉。

自孝文更造四銖錢、至是歲、四十餘年、……縣官往往卽多銅山而鑄錢、民亦間盜鑄錢、不可勝數、錢益多而輕、物益少而貴。

半兩錢、法重四銖、而姦或盜摩錢裏、取銖、錢益輕薄、而物貴。

違方用幣、煩費不省、乃、以白鹿皮方尺、緣以藻績、爲皮幣、直四十萬、王侯宗室、朝覲聘享、必以皮幣薦璧、然後得行。

造銀錫爲白金。

其一曰、重八兩、圓之、其文龍、名曰白選、直三千、二

曰、重老小、方之、其文馬、直五百、三曰、復小、楮之

史記・平準書にあらはれたる貨幣思想

(27)(26)(25) (24) (23) (22) (21)(20)(19) (18)(17)(16)(15)(14)

其文龜、直三百。

令縣官、銷半兩錢、更鑄三銖錢。

盜鑄諸金錢、罪皆死、而吏民之盜鑄白金者、不可勝數。

三銖錢輕、易姦詐。

諸郡國鑄五銖錢。

自造白金五銖錢後五歲、赦吏民之坐盜鑄金錢死者、數十萬人、其不發覺相殺者、不可勝計、赦自出者、百餘萬人、然不能半自出、天下大抵、無慮、皆鑄金錢矣、犯者衆、更不能盡誅取。

那國多姦鑄錢、錢多輕。

鑄鐘官赤側、一當五、賦官用、非赤側不得行。

於是、悉禁郡國、無鑄錢、專令上林三官鑄、錢既多、而

令天下、非三官錢、不得行。

民之鑄錢益少、計其費、不能相當、唯、眞工大姦、乃盜爲之。

漢興、接秦之弊、丈夫從軍旅、老弱轉糧饑、作業劇、而財匱、自天子不能具鈞駟、而將相或乘牛車、齊民無藏、蓋於是、爲秦錢重難用、更令民鑄錢。

今、王侯朝賀、以蒼璧、直數千、而其皮薦、反四十萬、本末不相稱。

入粟縣官、而內受錢於郡內。

錢重則私銷、輕則私鑄。

民所盜鑄、嚴法不禁者、由上鑄錢、惜銅愛工也。